



2025 年6月 23 日

各位

会社名	日本航空株式会社
代表者	代表取締役社長執行役員 鳥取 三津子 (コード: 9201 東証プライム市場)
問合せ先	財務部長 西澤 修英 (TEL 03-5460-3121(代表))

**Macquarie Asia-Pacific Infrastructure Investments 4 Pte. Ltd.による
株式会社エージピー株式の公開買付け提案に関する当社見解について**

株式会社エージピー(証券コード:9377。以下「AGP」といいます。)は、2025 年6月 20 日付プレスリリース「Macquarie Asia-Pacific Infrastructure Investments 4 Pte. Ltd.による当社株式の1株 2,015 円での公開買付け提案の受領のお知らせ」にて、Macquarie Asset Management がマネージする Macquarie Asia-Pacific Infrastructure Investments 4 Pte. Ltd.(以下「マッコーリー」といいます。)より、AGPの普通株式全てに対し公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行う旨の法的拘束力を持たない提案(以下「本公開買付提案」といいます。)を受けている旨を公表しております。

当社は、マッコーリーがAGPに提出した本公開買付提案の提案書(以下「本公開買付提案書」といいます。)の写しをマッコーリーから受領しておりますが、本公開買付提案書には、本公開買付けの主要条件として、買付予定数の下限をAGPの発行済株式総数の議決権の3分の2に相当する株式数(但し、当社、日本空港ビルデング株式会社及びANAホールディングス株式会社との間の協議により変動する可能性あり)とする旨(以下「3分の2条件」といいます。)が記載されております。

しかしながら、当社は、後述するとおり社会の公器であるAGPを持続的に成長させ、中長期的にその企業価値を向上させるとともに、企業の社会的責任を果たすという思いから今般株主提案を実施しており、仮に本公開買付けが実施された場合においても、本公開買付けに応募する予定はございませんので、お知らせいたします。また、当社は、日本空港ビルデング株式会社及びANAホールディングス株式会社(以下「本株主3社」といいます。なお、本株主3社は、合計してAGPの約 73.26%(2025 年3月 31 日時点)の議決権割合を有しております。)からも、当社がAGPの定時株主総会に提出しております株主提案に対して賛同する方針に変更はない旨の連絡を受領しておりますので、併せてお知らせいたします。

既にお知らせしているとおり、AGPは、国内主要 10 空港で電力供給を行っており、航空機そのものの運航のみならず、航空機整備、グランドハンドリング、貨物の搭・降載といった空港におけるほぼ全ての業務を実施するために必要不可欠な基本機能を担う会社です。さらに、仮に航空機への動力供給に不具合が発生した場合には航空機システムへ甚大な損害を及ぼす可能性があり、またその程度によっては航空機の火災などにつながる可能性もあるため、航空・空港事業において安全上極めて重要な技術的要素となっております。本株主3社は、安

全文化・技術の向上を大前提に、①再エネ化・EV 化対応を含む航空会社・空港会社との協業・連携の推進、②航空オペレーションを支えるための中長期視点での計画的な設備投資、③株主と連携した採用競争力の強化、共同訓練の検討、職場環境改善などを図り、AGPを持続的に成長させ、中長期的に企業価値を向上させるとともに、企業としての社会的責任を果たしていく必要があると考えております。

当社は、合計してAGPの約 73.26%(2025 年3月 31 日時点)の議決権割合を有する本株主3社の意向が上記のとおりであることから、本公開買付けに3分の2条件が付された場合、当該条件が充足されるとは考えておりません。また、本公開買付提案書によれば、本公開買付提案は、法的拘束力がないうえ、投資委員会の最終承認も得られておらず、また、デューデリジェンスの実施などの複数の前提条件が付されております。したがって、本公開買付提案においては買付価格として 2,015 円が提示されておりますが、当社としては、そもそも本公開買付けは実現可能性がないか、乏しいものと考えております¹。

なお、AGPは、本公開買付提案書において、本公開買付けの主要条件として上記3分の2の条件が記載されているという、AGPの株主の皆さまや投資家の皆さまの判断にとって極めて重要な事実を開示することなく、本公開買付けの買付価格の公表を行っております。当社としては、このようなAGPの開示は、投資家の皆さまを誤導する不適切な行為であると考えている旨を付言させていただきます。

以上

¹ 経済産業省作成に係る 2023 年 8 月 31 日付「企業買収における行動指針」3.1.2 におきましても、「真摯な買収提案」該当性の判断に関し、「支配株主が保有する支配的持分を第三者に売却する意思がないことが判明している中における支配的持分の買収提案」については、実現可能性が合理的に疑われるものと整理されております。当社はAGPの支配株主ではございませんが、前述のとおり、大株主3社の持分を合算することにより議決権割合にして約 73.26%を保有しており、現段階の大株主3社の意向の下では、本公開買付提案は、少なくとも実現可能性が乏しく、「真摯な買収提案」に該当しないものと考えております。